

- 工事期間と工事内容は、発注者及び学校と十分打ち合わせのこと。  
(機器設置場所、資材置場、通路、駐車場、停電、作業時間等)
- 発生材の処理
  - a)建設工事に伴って発生したコンクリート塊等は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、その処理責任は元請業者にある。また、その処理は、産業廃棄物の処理及び収集・運搬業の許可を有するものに限る。なお、受注者は廃棄物の処理方法を記載した施行計画書、許可書の写し及び処理証明書を提出すること。
  - b)「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を遵守のこと。
- 受注者は関係職員に対し取り扱い方法等について説明を行うこと。
- 工事期間中は安全対策及び児童生徒との接触に十分留意すること。また高所作業については、足場、仮設照明、安全带等を利用すると共に労働安全衛生法等を遵守し、安全に留意すること。
- 工事期間中は、第三者賠償責任保険・組立保険・火災保険等に参加し、その証の写しを提出すること。  
また、被保険者に受注者を含めること。
- 本契約期間中の維持補修は受注者が行うものとする。
- 学校施設警報装置との連動
  - a) 自動火災報知器、警報盤（給水設備、屋内消火栓設備、漏電警報、ガス漏れ警報等）から接点を取り出すこと。
  - b) 漏電警報については電気工作物保安管理業務受注者も常時監視しているため、連携すること。
- 機械警備制御盤電源について
  - a) 専用回路とし、機械警備制御盤と同一階の最寄りの分電盤より取り出しすること。また、主幹容量及び使用量の確認を行うこと。
  - b) 回路の増設方法の優先順位について。
    - 1位：予備のブレーカがある場合これを使用する。
    - 2位：ブレーカの取り付けスペースがある場合 JIS 協約型の 1P サイズ MCCB を増設。
    - 3位：既設 2 P サイズのブレーカを 1 台撤去し、JIS 協約型の 1P サイズ MCCB のブレーカを 2 台増設し、内 1 つを使用する。
  - c) 分電盤からの配線取り出しは、埋め込み盤の場合、盤周りを一部研り、鋼管またはメタルモールにて立ち上げること。
  - d) 電源の配線について、露出部分は鋼管またはメタルモールにて保護すること。

## ○配管・配線方法

- a) 天井内ころがし配線を原則とし、天井下地の上に通線すること。  
点検口周り等、配線を傷つける恐れのある部分については接触しないよう造営材に結束すること。天井ボードの無い部分については、鋼管・モール等にて保護すること。
- b) 他の配線、ガス管、水道管に接触しないように施工すること。
- c) 屋外については薄鋼電線管（CP管）又は架空（メッセンジャーワイヤー使用）による。  
プルボックスを設ける場合は、SUS製簡易防水型とする（開放廊下は屋外とみなす）。架空線は適切な高さを確保すること。
- d) 露出配管は塗装すること（指定色2回塗り）。
- e) 配線には丸札により行き先、配線種・サイズを明記すること。
- f) 100V以上の機器、配管経路は接地すること。
- g) 電線管は、屋内に限り、ねじなし配管を使用しても良い。
- h) 塗料等使用材料はホルムアルデヒド等のでないもの及び「F☆☆☆☆」の標示のあるものを選定すること。
- i) 施工にあたっては、美観を損なわないようにすること。
- j) 結線が必要な場合、適正なボックス内にて行うこと。

## ○貫通

- a) スラブ貫通についてはダイヤモンドカッター（50φ以下）にて行うこと。また露出部分を貫通した場合はモルタルで補修すること。
- b) 窓枠等を貫通する場合は配線が傷つかないように保護すること。
- c) 既設スリーブがある場合は使用してもよい。ただし、すでに使用されている場合は保護管（PF管等）を入れるなどして接触しないように施工すること。
- d) 上記 a) b) c) 以外の方法による場合は、発注者と協議すること。

## ○防火区画の貫通

- a) 防火区画等を貫通する場合は、関係法令に適合した方法で施工すること。

## ○契約期間終了後の仕舞

- a) 配線は安全及び美観を損なわないように仕舞すること。
- b) 機器撤去後は美観を損ねないように感知器跡などにプレート等を取り付け、機械警備と表示すること。